

## 第四十九号

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表徳島県立中央病院の項中「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に、「麻酔科」を「麻酔科 歯科口腔外科」に改め、同表徳島県立三好病院及び徳島県立海部病院の項中「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改める。

### 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

### 提案理由

診療業務の充実を図るため、徳島県立中央病院に歯科口腔外科を新設する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。